

令和 8 年 2 月 13 日  
建設常任委員会資料

## 令和 8 年 2 月定例会提出予定議案

まちづくり部

# 令和 8 年度 当初予算概要

## 令和8年度当初予算について | まちづくり部

## 予算規模

(単位：千円)

区分	R7当初①	R8当初②	増減 ②-①	増減率 ②/①
一般会計	18,307,072	18,888,617	581,545	103.2%
県有環境林等	52,187	75,514	23,327	144.7%
県営住宅	27,823,864	28,106,521	282,657	101.0%
勤労者総合福祉施設整備	173,692	184,364	10,672	106.1%
特別会計計	28,049,743	28,366,399	316,656	101.1%
合計	46,356,815	47,255,016	898,201	101.9%

## 投資事業

## ■ 投資補助 事業費 2,665,000千円

(単位：千円)

区分	R7当初①	R8当初②	増減 ②-①	増減率 ②/①
公共事業費	2,562,000	2,500,000	△ 62,000	97.6%
公園	1,405,000	1,368,000	△ 37,000	97.4%
区画整理	1,157,000	1,132,000	△ 25,000	97.8%
国直轄事業負担金	168,000	165,000	△ 3,000	98.2%
公園	168,000	165,000	△ 3,000	98.2%
投資補助 計	2,730,000	2,665,000	△ 65,000	97.6%

## ■ 投資単独 事業費 1,117,000千円

(単位：千円)

区分	R7当初①	R8当初②	増減 ②-①	増減率 ②/①
県単独土木事業費	1,117,000	1,117,000	0	100.0%
公園	1,117,000	1,117,000	0	100.0%
投資補助 計	1,117,000	1,117,000	0	100.0%

**【新】 ■ 空き家発生予防事業**

予算 8,040千円

➤ 県内の空き家総数は増加しており、**空き家の発生予防及び早期の利活用**を推進するため、家族での話し合いの機会の創出や、空き家の相続が想定される世代への意識啓発を実施

○ **きっかけシート作成**

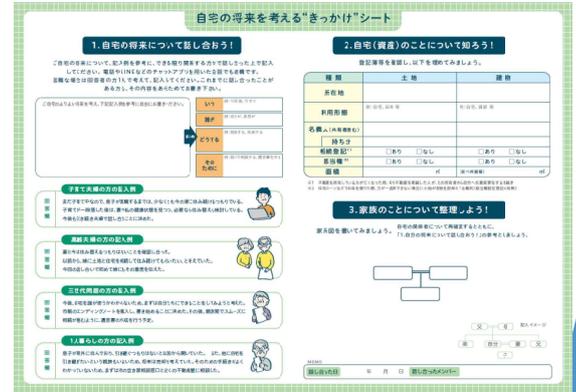
空き家になる前に家族で話し合う契機となる**ワークシート**を作成し、窓口配布やHP掲載を実施

[ワークシートの内容]

- ・ 自宅の将来、資産、家系図
- ・ 空き家で困った事例集
- ・ 空き家の維持管理に要する費用の例示 等

[作成・配布部数]

5,000部



きっかけシート (岡山市)

○ **インターネットによる広報**

**空き家相続予備軍の40~50代を対象に**、インターネットを活用した広報を実施

[実施内容]

- ・ 空き家を所有し続ける**ネガティブ情報を盛り込んだショート動画**を作成
- ・ YouTubeやInstagramで**ショート動画を広告配信**し、ランディングページに誘導

**【拡】 ■ 空き家活用支援事業**

予算 124,640千円

➤ **空き家を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用**するために必要な改修工事費等の支援を拡大  
 ※ R7当初予算85,195千円→R8当初予算案124,640千円

※ 改修内容のSNS等での情報発信を補助採択要件に追加

➤ **歴史的景観形成地区等**※において空き家を住宅宿泊施設やカフェ等に活用する、**地域創生に資する取組への補助を拡大**

※景観の形成等に関する条例に基づき県が指定する歴史的景観形成地区及び市指定の同等地区

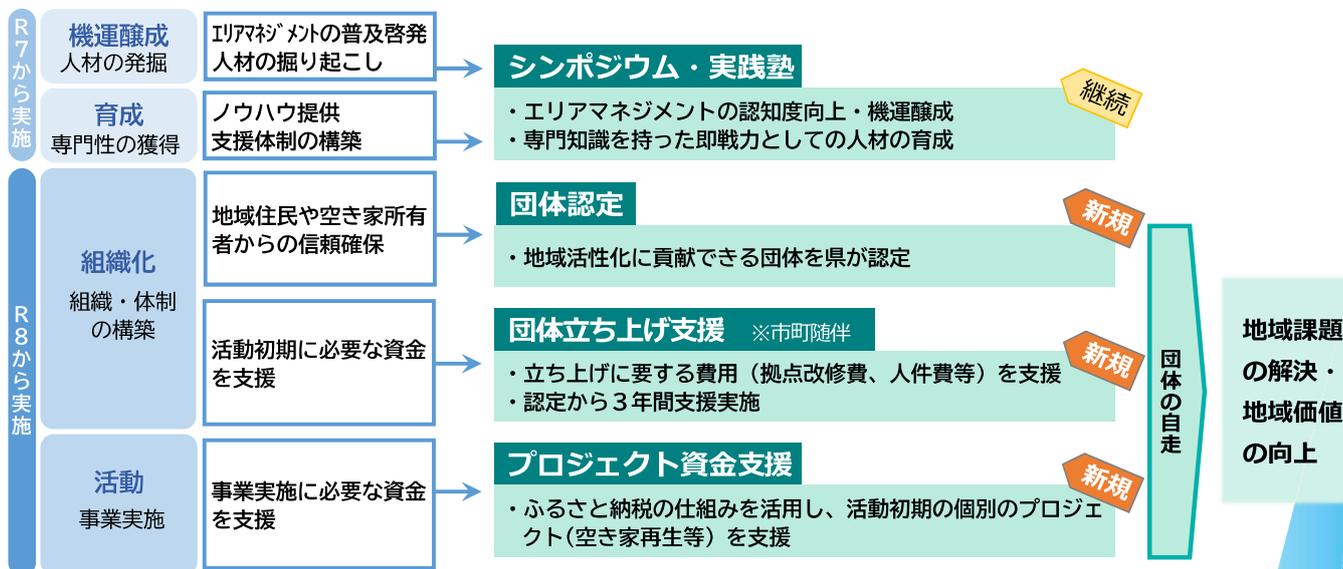
用途	対象費用 (例)	拡充前		拡充後 (5%加算)	
		補助率	補助金 (県負担分※)	補助率	補助金 (県負担分※)
宿泊施設	3,000千円	33%	1,000千円	38%	1,150千円
カフェ・レストラン等	4,500千円	33%	1,500千円	38%	1,720千円
地域交流拠点	10,000千円	50%	5,000千円	55%	5,500千円

※市町の随伴補助を除いた補助率・補助金額  
 市街化区域は市町の随伴補助必須 (県と同額)、その他の区域は随伴期待

## 【拡】 ■ エリアマネジメントによる官民連携まちづくり

予算 25,412千円

- 空き家をリノベーション等により再生し、**地域課題の解決や地域活性化につなげるエリアマネジメント**の機運醸成や担い手となるエリアマネージャーの育成をR7から実施
- エリアマネジメントによる空き家再生を具体化するため、**エリアマネジメント団体の組織化や活動に対する支援をR8から新たに開始**



## 【拡】 ■ 子育て世帯への住宅施策（民間住宅支援の予算額の拡充）

予算 449,289千円

県営住宅の供給・入居促進 270,000千円  
民間住宅への入居促進 179,289千円

- 通勤・買物等の生活利便性が高く、良質な住宅と暮らしやすい住環境を確保することで、子育て世帯の転入・定住を図り、地域コミュニティを活性化させるため、**県営住宅と民間住宅の両面から支援を実施（民間住宅の予算額を拡充）**

### 県営住宅の供給・入居促進

#### ○子育てしやすい県営住宅

- ・ 子育て世帯向けリノベーション [グレードアップ改修] (120戸)  
LDK化、システムバス、洗面化粧台の設置等
- ・ [サブリース方式] (50戸)  
空き住戸を民間事業者が改修・低廉に提供
- ・ 共用部の重点的改修・整備 (60団地)  
団地内の集会所を活用したキッズスペース等の整備



- ・ 建替事業による子育て世帯向けの住宅供給  
青木団地(神戸市東灘区)において、県営住宅初のPF1手法による建替事業を実施し、子育て世帯向けの住宅を整備(R11年完成予定。285戸のうち、子育て世帯向け263戸)

### 【拡】 民間住宅への入居促進

#### ○子育てしやすいモデル地域（住宅地）づくり

- ・ 阪神間における「子育て住宅促進区域」での重点的支援  
(**尼崎市2地区、川西市1地区、猪名川町1地区を指定**)
- ・ [民間住宅への入居支援] (新築115件、中古65件、改修6件)  
子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の取得補助  
(新築住宅:最大200万円、中古住宅:最大60万円)  
戸建住宅を貸し出す家主等への改修補助 (最大60万円)
- ・ [子育て支援施設の開設支援] (4件)  
空きテナントへの子育て支援施設開設補助  
(改修費・家賃・備品購入費:300万円/初年度)

#### ○県外からの一層の転入促進

- ・ 阪神間への住み替え支援 (400戸)  
県外からの民間賃貸住宅への住み替え補助 (最大25万円)

## 【拡】 ■ 県民まちなみ緑化事業（第5期事業）

予算 640,000千円

- 都市の環境改善や防災性向上等を図るため、県民緑税を活用し、住民団体や企業が実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援（第5期事業では高質な都市緑化等への補助を拡充）

### 高質な都市緑化

緑化面積、高木の本数、暑さ対策、公開性等を評価し、高質と認められるものは第5期で補助率・補助限度額を拡充



区分	一般緑化※1	校庭の芝生化	ひろばの芝生化	駐車場の芝生化	建築物の屋上・壁面緑化※2	都心緑化
対象	・【拡】概ね5人以上で構成されたグループ（代表者は兵庫県内に在住、在勤又は在学） （第4期：概ね10人以上で構成された、自治会等の地域基盤団体又は地域住民が参画する緑化活動団体等） ・まとまった面積の緑化が可能な土地所有者・管理者等（個人、法人等）等					・法人、個人等で構成される協議会 ・【拡】法人
補助率	住民団体:10/10 個人法人:1/2(通常) 【拡】2/3(高質)	住民団体:10/10 法人:1/2	住民団体:10/10 個人法人:1/2(通常) 【拡】2/3(高質)	住民団体:10/10 個人法人:1/2	1/2(通常) 【拡】2/3(高質)	【拡】2/3 (第4期:1/2)
補助限度額 ※別途上限額あり	住民団体:400万円(通常) 【拡】600万円(高質) 個人法人:250万円(通常) 【拡】500万円(高質)	住民団体:800万円 法人:500万円	住民団体:400万円(通常) 【拡】600万円(高質) 個人法人:250万円(通常) 【拡】500万円(高質)	住民団体:375万円 個人法人:250万円	250万円(通常) 【拡】480万円(高質)	【拡】3,300万円 (第4期:2,500万円)
その他	【拡】自動灌水装置等を導入する場合の補助限度額加算の加算を一般緑化・ひろばの芝生化でも実施（第4期：校庭の芝生化のみ）					

※1…「官民連携」の区分を新たに設け、市町と県民・企業との連携による緑化事業に補助（補助対象者：市町補助率:1/2 補助限度額640万円）

※2…都市部を対象に視認性等の補助要件を撤廃

## 【新】 ■ 県立都市公園の子どもの遊び場・運動施設における暑さ対策事業

予算 6,806千円

- 暑さ対策として、子どもが使用する遊具の周辺、運動施設等にミスト装置を設置

### ○実施場所

主に遊具を新設した公園、運動施設のある公園の中から以下の3公園を選定  
**播磨中央公園、三木総合防災公園、淡路佐野運動公園**

### ○運営開始時期

R8.6供用開始(予定)

	設置予定箇所	予算額
播磨中央公園	子どもの森	3,192千円
三木総合防災公園	球技場	1,807千円
淡路佐野運動公園	第1野球場	1,807千円
合計		<b>6,806千円</b>

<ミストのイメージ>



# 条例等案件

# 1 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

- (1) 前回改定（平成26年度）からの物価上昇等を考慮し、高齢者の居住の安定確保に関する法律に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という）の登録手数料等について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、特定行政庁が許可したものについて、容積率の特例に加え、新たに各部分の高さの特例が追加されたこと等を踏まえ、所要の整備を行う。
- (3) その他所要の整備を行う。

## 2 制定の概要

使用料及び手数料徴収条例の一部改正

### (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料

物価上昇等を考慮し、登録手数料等の適正化を図るもの

#### ア 既存手数料の見直し

名称	主なもの			
	事務の区分	現行	改正後	
サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料及び登録更新手数料	住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円	42,000円	
	各戸の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるもの（以下この表において「台所等」という）である場合	41,600円	49,800円	
	法第6条第1項第12号の前払金を受領する住宅事業とするものである場合	6,200円	6,300円	
	住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合	4,200円	4,200円	
サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料	住宅を追加するもの（以下2(1)ア及びイにおいて「追加変更」という）である場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円	42,000円
		各戸の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合又は共用部分に共同して利用するための台所等を備えるものである場合	41,600円	49,800円

各戸の床面積を18㎡以上25㎡未満とするもの又は住宅の共用部分に共同して利用するための台所等を備えるもの（以下2(1)ア及びイにおいて「面積等変更」という）である場合	面積等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円	7,800円
住宅の追加変更と面積等変更とを併せて行う場合	面積等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	41,600円	49,800円
法第6条第1項第12号の前払金を受領する住宅事業とするものである場合		6,200円	6,300円
住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合		4,200円	4,200円

イ サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料に以下の区分を新設

主なもの		新設
事務の区分		新設
登録事項の変更が法第6条第1項第9号から第11号まで若しくは第14号に掲げる事項又は同項第15号に掲げる事項（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第6条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合における当該事業者の委託契約に係る事項に限る。）（以下この部において「入居者の資格等変更」という。）である場合		16,000円
住宅の規模又は構造若しくは設備を変更するもの（以下この表において「規模等変更」という）である場合	規模等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と規模等変更とを併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と入居者の資格等変更とを併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
規模等変更と入居者の資格等変更とを併せて行う場合	規模等変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円
追加変更と規模等変更と入居者の資格等変更を併せて行う場合	追加変更戸数が21戸以上30戸以下のもの	42,000円

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する手数料

現行		改正後		手数料
名称	事務の区分	名称	事務の区分	
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	マンションの <u>建替え</u> 等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は <u>要除却等認定マンションに係るマンションの更新</u> がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	マンションの <u>再生</u> 等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円

(3) 建築基準法施行令の一部改正に伴い、本則の表21の部(41)の4の2中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2(3)は、公布の日

(2) 経過措置

2(1)は、この条例の施行の日以降にされる高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料について適用し、同日前にされた高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料については、従前の例による。

## 2 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立明石公園	明石市明石公園 1 番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 多田 欣也	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 明石公園は、管理運営に当たり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該施設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認められるため。	
兵庫県立淡路夢舞台公苑、兵庫県立灘山緑地及び兵庫県立淡路島公園ハイウェイオアシスゾーン	淡路市夢舞台 1 番地 株式会社夢舞台 代表取締役 前田 正志	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待できるため。	